

離婚協議書 完全版

民法・年金分割法準拠 / 親権・養育費・面会交流・慰謝料・財産分与・年金分割 全網羅

重要：金銭給付（養育費・慰謝料等）を約束する場合、必ず「公正証書」（強制執行認諾文言付）として作成することを強く推奨します。私文書のままでは支払いが滞ったときに直ちに強制執行できません。

離婚協議書とは

離婚協議書は、夫婦が協議離婚（民法第763条）に際して、離婚の合意・親権者の指定・養育費・面会交流・慰謝料・財産分与・年金分割等の条件を書面で行き決める文書です。離婚届の提出だけでは金銭・親権等の取り決めは法的に確定しないため、必ず別途書面化することが推奨されます。

取り決めるべき7項目

No	項目	根拠条文	ポイント
1	離婚の合意	民法763条	協議離婚届提出の合意
2	親権者	民法819条	未成年子について指定必須（指定しないと届出受理不可）
3	養育費	民法766条	算定表参照 / 大学卒業まで支払が一般化
4	面会交流	民法766条	頻度・方法・場所を具体的に
5	慰謝料	民法709条等	不貞・DV等の場合 / 100～500万円が相場
6	財産分与	民法768条	婚姻中の共有財産の清算 / 原則50:50
7	年金分割	年金分割法	厚生年金部分の按分（最大50%）

養育費算定表（裁判所基準・抜粋）

裁判所が公表する『養育費算定表（令和元年12月改定版）』に基づく目安です。実際の金額は双方の年収・子の人数・年齢で決まります。

子の数 / 年齢	支払義務者 年収400万	年収600万	年収800万	年収1000万
子1人 (0-14歳)	4-6万円/月	8-10万円/月	10-12万円/月	14-16万円/月
子1人 (15-19歳)	6-8万円/月	10-12万円/月	12-14万円/月	16-18万円/月
子2人 (両者0-14歳)	6-8万円/月	10-12万円/月	14-16万円/月	18-20万円/月
子2人 (両者15-19歳)	8-10万円/月	12-14万円/月	16-18万円/月	22-24万円/月
子3人 (混在)	8-10万円/月	14-16万円/月	18-20万円/月	24-28万円/月

上記は権利者（受取側）年収100～200万円の場合の目安。詳細は裁判所サイトの算定表を確認のこと。

公正証書化のメリット

- ・強制執行認諾文言付公正証書なら、未払時に給与差押え等の強制執行が可能
- ・公証役場の手数料は財産分与等の金額により1.5～5万円程度
- ・離婚協議書を公証役場に持参 公証人が公正証書化（双方出頭が原則）
- ・養育費・慰謝料の長期分割払いの場合、必須レベル

離婚協議書 本紙（空欄ひな型）

夫（以下「甲」という）と妻（以下「乙」という）は、協議離婚するにあたり、以下のとおり合意した。

第1条（離婚の合意）

1. 甲と乙は、協議離婚することに合意した。
2. 甲及び乙は、令和 年 月 日までに、市区町村役場に協議離婚届を提出する。届出は 甲 乙が行うものとする。

第2条（親権者の指定）

1. 甲及び乙の間の未成年子（氏名： / 生年月日：令和 年 月 日）の親権者は、甲 乙と定める。
2. 親権者は子と同居し、監護養育する。

第3条（養育費）

1. 甲は、乙に対し、前条の未成年子の養育費として、令和 年 月から、子が満 歳（満20歳到達月 大学卒業月 満22歳到達月）に達する日の属する月まで、毎月末日限り、金 円を、乙の指定する預金口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。
2. 進学・病気等の特別な費用については、甲乙協議のうえ、別途分担する。
3. 物価変動その他の事情変更があったときは、甲乙協議のうえ養育費の額を見直すことができる（民法第766条）。

第4条（面会交流）

1. 乙は、甲が子と面会交流することを認める。
2. 面会交流は、毎月 回、1回あたり 時間程度とし、日時・場所・方法は子の福祉を最優先とし、甲乙協議のうえ決定する。
3. 子が 歳に達したときは、子の意向を最大限尊重する。

第5条（慰謝料）

1. 甲は、乙に対し、本件離婚に伴う慰謝料として、金 万円を支払う義務があることを認める。
。
2. 甲は、前項の金員を、令和 年 月 日までに、乙の指定する預金口座に振り込む方法により一括して支払う（または毎月末日限り 万円ずつ 回分割で支払う）。振込手数料は甲の負担とする。
。

第6条（財産分与）

1. 甲及び乙は、婚姻期間中に形成した共有財産（不動産・預貯金・有価証券・自動車・家財等）を以下のとおり分与する。

土地建物（所在： / 登記名義： / 時価 円） 甲 乙の単独所有とし、登記名義を変更する。残債務は 甲 乙が承継する。

預貯金（金融機関名： /口座番号： /残高 円） 甲： 円 / 乙： 円 と分与する。

その他（家財・自動車等） 別紙財産目録のとおり分与する。

2. 不動産の登記名義変更の登録免許税・司法書士報酬は、取得者の負担とする。

第7条（年金分割）

1. 甲及び乙は、婚姻期間中（令和 年 月から令和 年 月まで）の標準報酬総額にかかる年金分割について、按分割合を 0.5 とすることに合意する。

2. 上記合意に基づき、甲乙は、年金事務所に対して必要な手続を行う。なお、合意分割の請求は離婚成立日の翌日から2年以内に行う必要がある。

第8条（住所変更等の通知義務）

1. 甲及び乙は、住所・連絡先・勤務先・振込口座等を変更したときは、速やかに相手方に通知する。

2. 通知を怠ったことにより損害が生じた場合、通知を怠った当事者がこれを賠償する。

第9条（清算条項）

1. 甲及び乙は、本協議書に定めるもののほか、本件離婚に関し、互いに何らの債権債務もないことを相互に確認する。

2. 将来にわたり、慰謝料・財産分与等の追加請求は行わないものとする。

第10条（強制執行認諾）

1. 甲は、本協議書に定める養育費及び慰謝料の支払を怠った場合、直ちに強制執行を受けることを認諾する（公正証書化する場合に明記）。

第11条（公正証書化）

1. 甲及び乙は、本協議書を公証役場で公正証書とすることに合意する。公証役場の手数料は折半（または 甲 乙の負担）とする。

第12条（協議事項）

1. 本協議書に定めのない事項、または条項の解釈について疑義が生じたときは、子の福祉と双方の信義誠実に従い、甲乙協議のうえ解決する。

離婚届との関係

離婚協議書は、市区町村役場へ提出する『離婚届』とは別物です。離婚届の記載事項は『協議離婚の合意』『未成年子の親権者』のみであり、養育費・慰謝料・財産分与は離婚届では取り決められません。本書のような協議書（または公正証書）を別途作成することで、後日の紛争を防ぐことができます。

提出フロー

- Step 1: 双方で内容を協議・本書を作成
- Step 2: 必要に応じて公証役場で公正証書化（強制執行認諾文言付）
- Step 3: 市区町村役場へ離婚届を提出（夫婦・成人証人2名の署名）
- Step 4: 年金分割が必要な場合、離婚成立日から2年以内に年金事務所へ請求
- Step 5: 不動産名義変更が必要な場合、司法書士に依頼

年金分割の請求は離婚成立日から2年以内です。期間経過後は請求不可となりますのでご注意ください。